

小竹町農業委員会第28回総会議事録

1 開催日時 令和4年12月9日（金曜日） 午前10時00分開会
午前10時58分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員（7人）

会長	1番	川村 光一
会長職務代理者	2番	田中 善範
	3番	山本 芳久
委員	4番	古森 憲
	5番	本松 雄一郎
	6番	西本 敏治
	7番	石川 壽治

4 議事日程

第1 議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について

その他

5 事務局職員

局長 山代 純子
書記 松尾 政利
書記 今村 貴史

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第28回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 それでは、7番 石川委員、2番 田中委員にお願いいたします。会期は令和4年12月9日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第82号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 1 ページをお願いします。日程第 1 議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

今回新規が 2 件 3 筆 3,998 m²更新が 12 件 30 筆 28,200 m²計 32,198 m²です。詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手:	■■■■■	受け手 (新規):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,798 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	461 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	942 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	508 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,417 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,118 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	811 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	609 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	314 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	9 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,252 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	3 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	435 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	693 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	2,342 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	720 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	327 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,518 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,278 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,427 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,180 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,201 m ²
出し手:	■■■■■	受け手 (更新):	■■■■■
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,718 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	1,994 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	944 m ²
大字	■■■■■	番	■■■■■
		地目:	田
		面積:	606 m ²

大字 [] 番 地目：田 面積：868 m²
出し手： [] 受け手（更新）： []
大字 [] 番 地目：田 面積：1,308 m²
出し手： [] 受け手（更新）： []
大字 [] 番 地目：田 面積：437 m²
大字 [] 番 地目：田 面積：1,237 m²
出し手： [] 受け手（更新）： []
大字 [] 番 地目：田 面積：523 m²
出し手： [] 受け手（新規）： []
大字 [] 番 地目：田 面積：1,254 m²
大字 [] 番 地目：田 面積：946 m²

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はありません。御審議の程よろしくをお願いします。

会長 利用権設定の際に中間管理機構を通す場合はどのような手続きを取れば良いのか。

事務局 利用権の更新又は新規の際に地権者の方の合意を頂ければ、役場を通して手続きを行うことができます。

西本委員 期間も10年契約を結ばないといけないのではなかったか。

事務局 そうです。最短で10年利用権を結んでいただく必要があります。

本松委員 管理機構は認定農家ではないと出来ないと聞いたのですが。

事務局 現在は、認定農家でなくとも中間管理機構を通して利用権を結ぶことは出来ます。

西本委員 活用するにあたり、何かしらの補助等はないのか。

事務局 以前は活用することに対する交付金があったのですが、今はないです。

農地の所有者が農業をリタイアするにあたり、農地を手放す際に中間管理機構を通して売買を行えば協力金が所有者側に出来ます。

本松委員 借り手が途中で農業を辞めてしまったら機構が次の借り手を探してくれるのか。

事務局 それはないと思います。

古森委員 今のところのメリットは、地権者が借地料の不払いが起きないという点くらいだと思います。

会長 他に質問等はありませんか。当農業委員会としましても、農地の利用集積を推進しておりますので、承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 本案を承認します。以上ですべての議案が審議されましたが、事務局から何か報告はありますか。

事務局 事務局から、幾つか皆さんにお伝えします。

来年用の農業委員手帳を各位にお渡ししていますので、御活用ください。

次に研修会についてのお知らせです。来月の1月24日に福岡市にて農業委員会研修大会が開催されます。つきましては、委員各位の出欠についてお伺いいたします。本大会は昨年度は直前にコロナの感染拡大が著しくなりましたので、本

農業委員会は出席を見合わせました。

会長 出席の是非については前回と同じ対応で良いのではないのでしょうか？また年明けにコロナが蔓延し始めた場合は、出席を見合わせましょう。

事務局 では、現時点では出席する旨を先方にお伝えします。昼食も兼ねて皆様を公用車でお送りしますので、当日は10時にお集まり下さい。宜しくお願いします。

続きまして委員各位にお伝えしたいことがあります。御手元に配布しました農地法の条文をご覧ください。農地法第3条による下限面積の50アールの箇所にマーカーが引かれています。こちらの箇所が令和5年4月1日をもって削除されます。それに伴い、今後農地法第3条の可否についての基準として下限面積を用いることが出来なくなります。このことについて、今後の判断基準を委員各位に熟考していただきたく思います。

石川委員 では、今後は判断基準は基本的に市町村任せになるということでしょうか。

事務局 補足いたしますと、今までは小竹町は独自に30アールという下限面積を設定していましたが、これについても今後は適用すべきではないかと思われます。福岡県農業会議より、もし今後もこの下限面積を引き続き適用し、それが原因で3条申請が取り下げられた時、訴訟事案になった場合は、国の方針に沿っていないと見做され敗訴になる可能性が非常に高い、という回答を頂いています。

石川委員 国としては企業の参入を進めたいのかもしれませんが、もしそうだとするなら、基準の一つとしては小竹町に籍を置いている企業である、というような基準であれば良いかもしれません。

本松委員 その3条について■■■■区の農地について御相談があるのですが、よろしいでしょうか。先日、農地法3条申請が■■■■区であったみたいなのですが、その対象地が耕作者との利用権設定が結ばれているにも関わらず、耕作者には何の連絡もないまま取り交わしが行われたそうです。この3条申請を通すためには一旦利用権を解除しないといけないのでしょうか、対象地で耕作を営んでいる数名が、耕作者としては納得いかない。農業委員会と事務局も交えて話がしたいと言っています。

西本委員 利用権の解除については当事人同士の話で良いのではないかと。

事務局 この件について農林事務所に相談してみましたが、今回の3条申請については、基本的には農地を購入したいのであれば、それは購入者が農業を営みたいという意思があるというのが前提であると考えべきである。なので、購入した後、利用権をすぐ結ぶのはどうなのか。利用権の期間が残っているのならば、それは一考の余地がある。切れた後についての話は事前に必要であると思われます。

本松委員 購入者が、今後も■■■■区で本腰を入れて農業を営む気があるのか。それを話し合いで問い質したい。

古森委員 購入者は既に決まっているということですか。

西本委員 はい。

石川委員 購入者は農業をする気はあるのか。

西本委員 出事等を金銭で解決するといった手段を行うようであれば、そういったことは望ましくない。

会長 今回の対象地の面積は。

本松委員 1丁ほどです。

石川委員 現在■■■■区はイノシシの被害も著しいと聞いています。それでも農作業を行うのか。買った途端、また別の方に売ってしまうといったことが起きないか。

本松委員 まず解除については、地権者が耕作者に相談すべきとは思いますが。

古森委員 利用権の設定期間については一考の余地があるとしても、それがきれたら自由としたら、もう何も言えないのか。

事務局 利用権の設定については、基本的には3条申請を止められるほどの効力はありません。対象地を耕作者が耕作するという公の主張のみに留まります。

本松委員 ただ、私たちと金銭を伴う契約はしているので、所得補償の賠償等は発生すると思います。

西本委員 購入者は小竹町には籍を置いているのか。

事務局 本籍は小竹町にあると思われます。

古森委員 地主と連絡は取れないのか。

本松委員 話によると、所有者は県外の方です。

石川委員 出事については、最終的には出てこない人は出てこない。昔は農家1軒につき1名といった形でしたが、どんどん人に貸していった小作が増えて参加者が減りましたよね。水利費のように平米あたり1円を集金する等して作業員を雇うといった形を取らないと段々と参加者も減ってくると思います。

田中委員 水利組合は出事の出席について規定はあるのか。

本松委員 基本的に全員参加となっています。

本松委員 それと補助金についてですが、宮若市のようにジャンボタニシ駆除剤の補助は小竹町でやってはもらえないだろうか。宮若市では、自然保護の観点からスクミノンの購入費の半額を補助しています。小竹町でも実施していただきたい。

会長 燃料補助もしていなかったらどうか。

事務局 それについては鞍手町のコロナの補助金ですね。ビニールハウスの加温用の燃料費を補助する形だと思います。小竹町で言えば、化学肥料の補助金です。

古森委員 補助で言えば別件ですが、収入保険の補助について、筑豊では赤村しか行っていないと聞きますが、それについての考慮もお願いします。

それと土地についてですが、利用権が残っているのに地主と直に話をして別の耕作者が土地を耕している人がいます。若い人に常識的なルールをきちんと周知しないといけない。

本松委員 利用権を軽視しているかもしれません。

そして■■■■の土地の購入についての話し合いについてですが、立会いとして町も同席していただく形でも良いですか。

事務局 日程等が決まれば同席出来ます。

本松委員 併せてもう1名、委員の中からどなたか同席いただけますか。

会長 私が同席します。

本松委員 よろしくをお願いします。日程調整については私が行う形でよろしいでしょうか。

事務局 事務局から調整は難しいと思いますので。

田中委員 場所の管理は誰が行っているのか。

本松委員 ■、■■■■氏、■■■■氏で行っています。

事務局 それについては、事前に本件に関わっている行政書士の方から連絡先を担当の委員の方にお伝えするよう言付かっていますので、後ほどお伝えいたします。

会長 以上ですべての議案が審議されましたので、これで第28回総会を閉会いたします。

上記は、12月9日開催の第28回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和4年12月9日

議長 川村 光一

署名人

7番 石川 芳治

2番 田中 善範